

# タクシー事業の特性と供給過剰の関係

流し営業が主流

事業に要する主なリソース  
は車両と運転者

利用者の選択可能性  
が低い

歩合賃金制  
(人件費は変動費)

設備投資費用が低廉

「参入・増車自由」の下で景気低迷等で需要が減少すると・・・

悪質事業者でも市場で  
淘汰されにくい

経営者の判断

車両・運転者を増やして減収分を取り戻そうとする傾向  
例) 需要減少後の増車パターン  
売上5万円/両 × 12両 = 60万円  
↓  
売上4万円/両 × 15両 = 60万円

運転者の  
所得減

増車の繰返し

供給過剰が生じやすい

さらなる所得減

供給過剰の弊害

安全性の低下

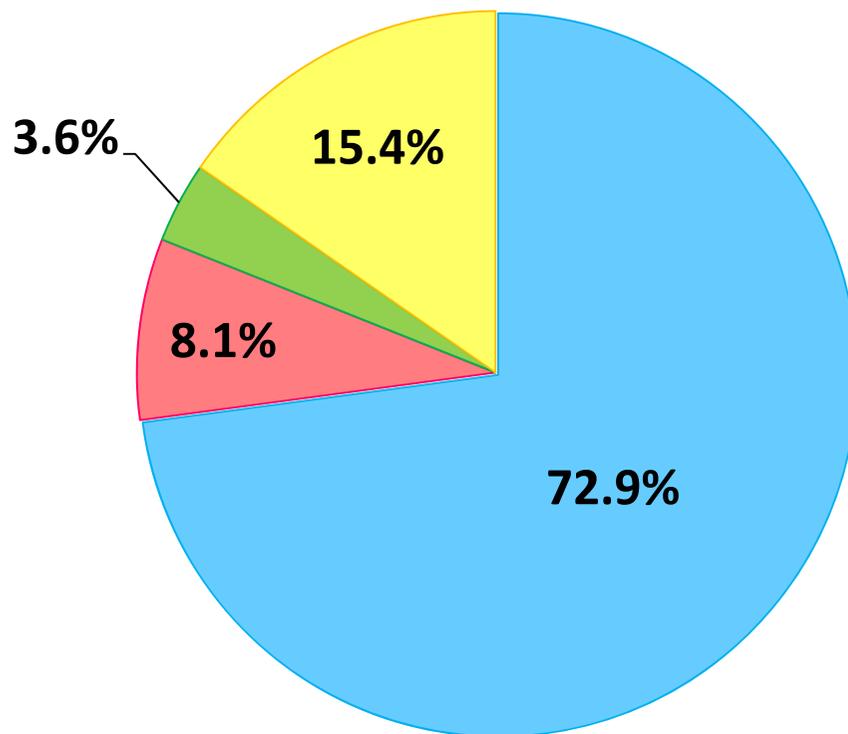
サービス向上のインセンティブの低下

繁華街等の交通渋滞

## タクシー事業の費用構成（トラックとの比較）

- 営業費用のうち**人件費**について、トラックにおいては営業費用全体の4割弱のところ、**タクシーにおいては7割以上**を占めている。（タクシーは歩合制が基本）
- 他方、車両の減価償却や修繕などの車両関係費は、タクシーはトラックの3割弱であり、**設備投資費用が低廉**となっている。

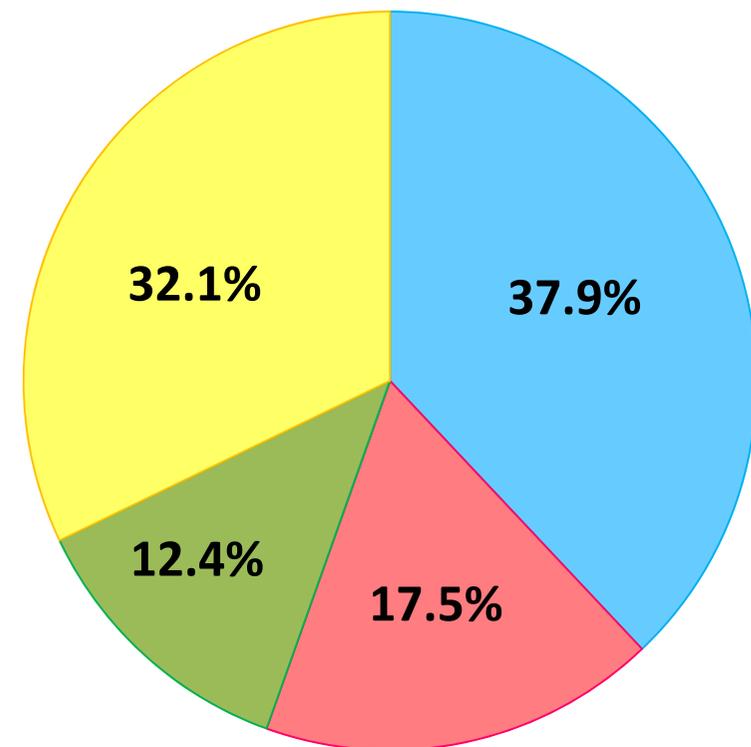
平成22年度 タクシーの営業費用内訳



■ 人件費

■ 燃料費

平成23年度 トラックの営業費用内訳



■ 車両関係費

■ その他

# 諸外国におけるタクシー事業規制

	アメリカ (ニューヨーク)	イギリス (ロンドン)	フランス (パリ)	ドイツ	スウェーデン	韓国	日本 (特措法)		
							原則	準特定地域 (期間3年)	特定地域 (期間3年)
需給調整	あり	なし	あり	あり	なし	あり	なし	なし	なし
参入規制	免許制	許可制 取得までに3年程度を要する運転者免許制度あり	免許制	免許制	許可制	免許制	許可制	許可制 ・原則許可せず ・ただし、供給過剰とならない範囲で許可	許可禁止
台数規制 (増車)	総量規制 総車両数の上限を設定し、新規需要が発生した場合には、当該新規需要分について競売	— ただし、都市によっては、総量規制あり	免許制 総車両数の上限を設定	免許制	—	認可制 需要に見合った範囲内でのみ認可	事前届出制 原則自由	認可制 ・原則認可せず ・ただし、供給過剰とならない範囲で認可	認可禁止
運賃規制	公定統一運賃制 ニューヨーク市タクシー・リムジン委員会が決定	公定統一運賃制 ロンドン交通局が決定	公定統一運賃制 国が上限を設定した上で、自治体ごとに運賃を決定	公定統一運賃制 州政府が法令に基づき運賃を設定	設定自由 車体への表示義務あり	公定幅運賃制 ・自治体が定めた幅の中で届出 ・幅の外の運賃に対し、変更命令、過怠金	認可制	公定幅運賃制 ・国が定めた幅の中で届出 ・幅の外の運賃に対し、変更命令	公定幅運賃制 ・国が定めた幅の中で届出 ・幅の外の運賃に対し、変更命令

出典：国土交通省総合政策局国際企画室「主要国運輸事情調査報告書」等

# タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

## 特措法

旧

- 原則
- ◆ 新規参入：許可制
  - ◆ 増車：届出制
  - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

### 特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）



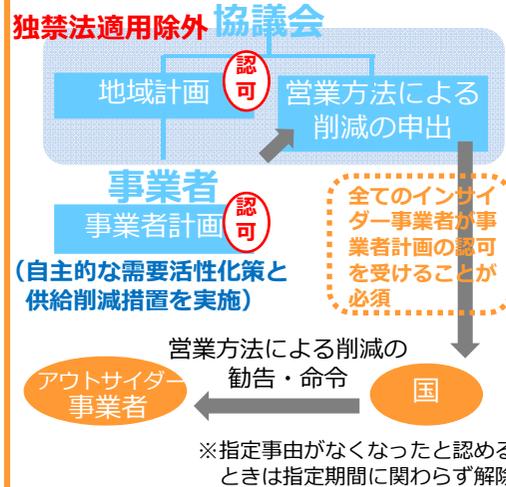
※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

新

- 原則
- ◆ 新規参入：許可制
  - ◆ 増車：届出制
  - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

### 特定地域（大臣指定・運審諮問）

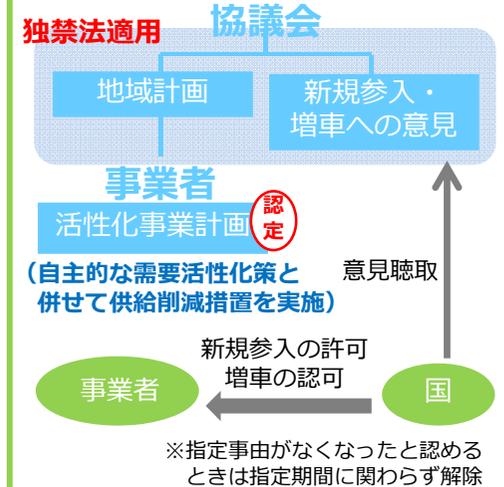
- ◆ 新規参入・増車：禁止 期間3年
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

### 準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

## タク特法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

## 道路運送法

全国

登録制  
〔講習〕

指定地域  
(告示で指定)

登録制  
〔試験〕

特定指定地域  
(告示で指定)

登録制  
〔試験〕

### ◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

### ◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

# タクシー供給過剰の問題点と特定地域指定の効果

## 【タクシー供給過剰の問題点】

- 1台当たりの収入の落ち込み → 運転者の賃金の減少
- 運転者の労働条件の悪化 → 安全性の低下・サービス水準の悪化等に直結

## 【特定地域指定の効果】

### 法的効果

※特定地域の指定は原則3年。  
ただし、途中解除あり。

新規参入・増車禁止

強制力のある減車

供給過剰の  
進行の遮断

供給過剰解消の  
加速化

1台当たりの収入(日車營收)の  
改善の加速化

### 運転者の労働条件への効果

確実かつ迅速な賃金水準の回復

### 利用者への効果

タクシー利用の安全性向上  
利用者目線によるサービスの徹底

## 特定地域の指定に関する条文の概要 (改正タクシー特措法第3条等)

- 供給過剰であって、タクシー1台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況、事故の発生の状況に照らし、供給輸送力の削減をしなければ
  - ・ タクシー事業の健全な経営を維持、
  - ・ 輸送の安全及び利用者の利便の確保、
  - ・ 地域公共交通としての機能の十分な発揮、

が困難であり、事業者の自主的な取組を中心としてタクシーの適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該地域を、期間を定めて特定地域として指定することが可能。
- 特定地域の指定基準に合致し、特定地域として指定する場合には運輸審議会に諮問。
- 特定地域の指定後、指定基準に合致せず、指定の事由がなくなつたと認める場合には、特定地域の指定期間中であっても指定を解除することとなる。
- 都道府県知事、市町村長は、国土交通大臣に対し、特定地域への指定及び特定地域の指定期限の延長を行うよう要請することが可能。

# 特定地域指定後における供給輸送力削減の流れ

特定地域の指定

国土交通大臣が定める基準により指定

特定地域計画の作成

協議会における合意により地域計画を作成

国土交通大臣の  
認可が必要

## 合意の要件

- ◆ 特定地域計画の作成に合意した者が保有する車両数が、当該特定地域内の総車両数の3分の2以上でなければならない。
- ◆ 大手事業者、中小事業者及び個人事業者の 카테고리ごとに、特定地域計画の作成に合意した者が保有する車両数が、当該特定地域内の総車両数の過半数以上でなければならない。
- ◆ 事業者とは別に、自治体・利用者代表等の構成員の過半数が合意しなければならない。

事業者計画の作成

特定地域計画に基づき事業者計画を作成

国土交通大臣の  
認可が必要

- ◆ 認可特定地域計画の公表後6月以内に作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（受けなければ変更命令等の対象）
- ◆ 事業者計画に基づいて供給輸送力を削減しなければならない。（従わなければ変更命令等の対象）

営業方法の制限に関する命令等

一定の要件に合致する場合に限り  
「営業方法の制限による供給輸送力の削減命令」等を発動  
(詳細は次ページ)

# 営業方法の制限による供給輸送力の削減命令

◆下記の要件を満たす場合、減車を行わない全ての者に対し、営業方法の制限による供給輸送力の削減を行うよう命ずることが可能。

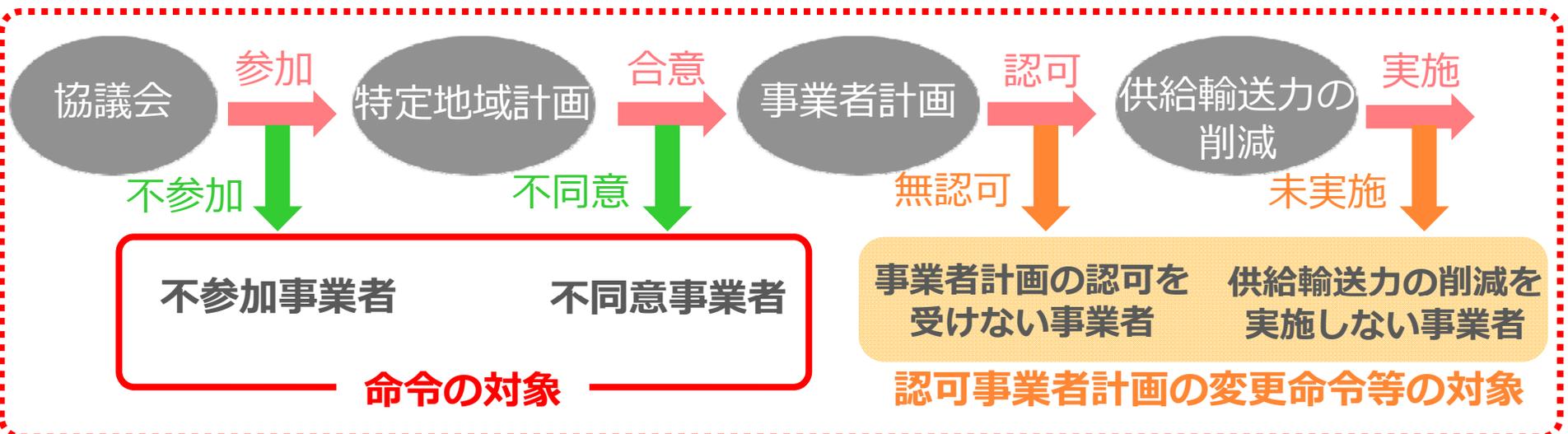
## 命令が発動される要件

形式要件

- ◆認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けること。
- ◆認可特定地域計画を作成した協議会から申出があること。
- ◆運輸審議会に諮問し、了解されていること。

実質要件

- ◆合意した事業者のみの供給輸送力の削減では、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進できないこと。
- ◆このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能の発揮に著しい支障が生ずると認めるとき。



## 改正タクシー特措法における協議会

### 役割

地域全体のタクシーの減車や需要活性化等に関する計画の作成・その計画の実施方法等について協議を行う。

### 構成員

任意に加入・脱退できることを前提に、以下の者により構成。

- ①関係地方公共団体の長、②タクシー事業者・事業者団体、
- ③労働組合、④利用者代表（自治会・商工会・消費者団体等）、
- ⑤学識経験者、⑥都道府県公安委員会等

### 意思決定方法

協議会の合意は、以下のいずれも満たす場合に成立する。

- ①協議会会長の合意
- ②車両数ベースで地域のタクシー事業者の過半数の合意
- ③関係地方公共団体、利用者代表等の過半数の合意

## 特定地域の指定基準に盛り込む指標の案

### ① 運転者の賃金水準の指標

**【指標案】 1日1両当たり売上げ（日車営収）又は売上計上距離（日車実車キロ）**

➡ 運転者の賃金水準に連動する売上水準を把握。

### ② 車両の稼働効率の指標

**【指標案】 車両実働実車率**

➡ 保有車両の稼働状況や流し走行の非効率度合を把握。

### ③ 事業者の収支状況の指標

**【指標案】 地域ごとの赤字事業者の割合**

➡ 供給過剰によるタクシー事業者の収支の悪化状況を把握。

### ④ 地域の意向の指標

**【指標案】 利用者代表を含む地域協議会の合意及び地方公共団体の長の要請**

➡ 地域の公共交通機関であるタクシーに対する利用者、事業者、労働者、行政等の認識を総合的に判断。

## 準特定地域の指定基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する営業区域を準特定地域として指定するものとし、当該指定は告示により行うものとする。

(1)人口10万人以上の都市を含む営業区域であって、①から③までのいずれかに該当するもの。

- ① 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して減少していること。
- ② 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。
- ③ 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

(2)人口10万人以上の都市を含まない営業区域であって、①から③までのいずれにも該当するもの。

- ① 人口が概ね5万人以上の都市を含むこと。
- ② (イ)から(ハ)までのいずれかに該当すること。
  - (イ) 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して10%以上上下回っていること。
  - (ロ) 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。
  - (ハ) 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。
- ③ 当該営業区域を含む都道府県知事又は市町村長から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと。

※準特定地域の指定は、原則として毎年10月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。

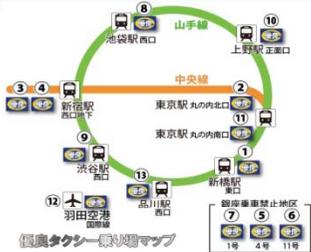
※ただし、指定期間中であっても、国土交通大臣は1に掲げる基準に該当しなくなったと認めるときは、指定の解除を行うものとし、当該指定の解除は告示により行うものとする。

# 【参考①】 タクシー事業の活性化に向けた取り組み

## 専用乗り場の設置

EV・HVタクシー乗り場  
 : 東京1カ所、大阪3カ所  
 優良タクシー乗り場  
 : 東京13カ所  
 プレミアムタクシー乗り場  
 : 福岡2カ所

(優良タクシー乗り場)



## UDタクシーの導入促進

公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進  
 ※導入補助、税制優遇措置あり

【認定車両】

- 日産：NV200バネットタクシー  
 導入状況：268社451両  
 (平成25年3月31日現在。全タク連調べ)
- トヨタ：JPN TAXI Concept  
 導入状況：平成29年導入予定



## 育児支援・妊婦応援タクシー

全国子育てタクシー協会（28都道府県）



(チャイルドシートを設置して送迎をおこなう子育てタクシードライバー)

○子育てタクシー

保護者の負担を軽減するため、専門の研修を受けた運転者がチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応。



○マタニティタクシー

事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に専門の研修を受けた乗務員がかりつけの病院まで輸送。



## 定額運賃の設定



○東京都内から羽田空港の場合

ゾーン 6	500円
ゾーン 7	000円
ゾーン 8	000円
ゾーン 9	500円
ゾーン 11	500円

## 観光への取り組み

札幌、東京、長野等で認定を受けたドライバーによる観光タクシーを実施



宮城県では認定を受けたドライバーによる震災語り部タクシーを実施



ラーメンタクシー（和歌山、福岡）、そばタクシー（長野県）といった地域の特産を活かした取り組みを実施



## 過疎地の乗合タクシー

路線バスのない地域などで地方公共団体と連携し、住民の移動手段確保に貢献。



## 【参考②】オリンピックに向けたタクシー業界の取組状況

### (一社)東京ハイヤー・タクシー協会

#### ◆ 2020東京オリンピック・パラリンピック対策委員会の設置

- 昨年12月に、「2020東京オリンピック・パラリンピック対策委員会」を設置。
- 外国人利用者に対応できる機器の開発や接客サービス改善の具体化を検討中。

#### ◆ 移動困難者に対するサービスの充実

- 車いすの利用者等が利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の普及促進策等を検討中。

#### ◆ 国家戦略特区における通訳案内士法の特例措置の要望

- 通訳案内士法の特例措置として、タクシー運転者による有償での通訳案内が可能となるよう東京都や関係省庁と調整中。

### その他の団体における取組み

#### ◆ (一社)神奈川県タクシー協会

- 全国に先駆けて、横浜駅東口に「UD・EVタクシー専用待機レーン」・川崎駅東口に「UDタクシー乗り場」を設置。
- 運転者のサービス向上に向けた研修の強化。

#### ◆ (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会

- (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会においても、(一社)東京ハイヤー・タクシー協会と連携してオリンピック・パラリンピックに向けた全国レベルの取組みを検討中。

## 【参考③】 主要都市のタクシーサービスの国際比較

### ◆ 主要都市のタクシーサービスの国際比較

	第1位	第2位	第3位
タクシーサービス	東京	シンガポール (シンガポール)	ダブリン (アイルランド)
タクシー運転手の 親切さ	ドゥブロヴニク (クロアチア)	東京	シンガポール (シンガポール)
公共交通機関	東京	ウィーン (オーストリア)	ベルリン (ドイツ)

出典： TripAdvisor が平成26年5月20日に発表